

Some Considerations on the Foundation of the Origination of the Tales in Ryo-i-ki : especially referring to the tales related to the classes of goko-shu or influential village-administrators and gun-shi or sub-prefecture administrators

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Harada, Kozo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00005283

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『靈異記』説話の生成基盤に関する諸考察

——とくに有力郷戸主・郡司層関係説話を中心として——

原 田 行 造

はじめに ——「私度僧の文学」という規定に関して——

『日本靈異記』に収録されている個々の説話は、一体どのような土壌を母体として生成したのであろうか。この課題は、説話の管理の実態や伝承・伝播などの研究に先がけて論究されなければならぬ重要な意味を持つにもかかわらず、現在必ずしも明らかにされておるとはいえない。かつて、植松茂氏は、本書の説話の大部分が僧侶あるいは寺院関係者の手を経て伝承されていると論じられた。益田勝美氏は、植松氏の指摘された僧侶や寺院は、私度僧と各地の私寺私堂であるとより限定して考えてよいだろうと述べ、更に『靈異記』説話の成立基盤として、地方豪族Ⅱ郡司層および里長Ⅱ有力郷戸主層の私寺建立の動きと多数の私度僧の輩出、彼等の民間私寺を足場とする旺盛な布教活動が極めて大きな意味を持っていることを強調された。近くは、小泉道氏も上17の越智直の建郡説話の徹微的な考察を通して、郡司らの造寺行為が『靈異記』の世界を生む重要な基盤になったことに触れられた。

さきの『靈異記』を「私度僧の文学」と規定する益田氏説に異論を唱える人がないわけではない。植松氏は、「益田勝美氏の『日本靈異記』が私度僧の文学であるという立言は、まことにすぐれた著想であり、この書の本質を説明する上に一步を進めたものではある

けれど、その説話を伝承した僧侶や寺院が、私度僧と各地の私寺私堂であるという同氏の言は、この書を手細にながめた時にはそう簡単に肯定できないのではないかと思われる。」と批判された。また、露木悟義氏は、国分寺僧の役割をその交流面・登庸面や説話の分布の実態などの諸観点からもっと重要視すべきこと、そして、上11(元興寺僧慈応)・上26(百濟僧多羅常)・中11(薬師寺僧題恵)・中26(禅師広達)・下19(大安寺僧戒明)などの事例から官度僧の活躍も無視し得ないと主張された。もっとも、益田氏は、私度僧の信仰の世界の重要性を強調された際、狭く限定しすぎではないとされ、露木氏が地方に止住する官寺の僧として捉えた下1・2(興福寺僧永興)や下17(元興寺僧豊慶)などを、都の寺院を捨てて、村々の私寺私堂に移り住んだ官寺の僧侶たちも私度僧たちと同様、信仰のあかしの文学としての口承説話の担い手たり得ると慎重な把握のされ方をしているのである。

しかし、本書を繕き、順次検討していけば、露木氏が指摘されるように、官寺の僧(官度僧)の活躍する説話も等閑視されてはならぬ比重を持っていることは事実である。益田氏のいわれる地方豪族や郡司層の活動する説話は、主に畿内諸国以外の遠国説話に多く見られ、その数は『靈異記』の全説話数119話中37話で約1/3にすぎない。もちろん、遠国説話のすべてが私度僧や郡司クラスの人たちの

活躍する話であるというわけではなく、また畿内諸国の説話に彼等が登場しないというわけではない。ただ概略的ではあるが、畿内と地方諸国に区分した場合、郡司・豪族や私度僧の活躍する傾向の強い遠国説話が全体の半にすぎないことが判明し、『靈異記』説話がただ彼等の活躍する説話一色で塗りつぶされているわけではない実状を認識すべきであろう。そこで更に、鳥瞰図的に『靈異記』説話で活躍する主人公別に説話を分類してみると次のようになる。僧侶に関する話が約55話、官廷及び官人関係説話が約16話、民衆に関するもの約48話を数える。そのうち、僧侶に関する説話では、私度僧関係のもの26話前後に対し、官度僧及び高僧（帰化・留学僧を含む）関係のそれも29話前後を数える。また郡司層関係の説話約8話は、高級官人の登場説話8話程とほぼ匹敵している。残る庶民関係説話についても、この中に富裕な郡司層に属する人々の登場する説話が多数混在していることを考慮しても、『靈異記』説話群のすべてがそれらで構成されているわけではない。

以上、量的観点から眺めた場合に、たしかに露木氏の指摘は妥当性を有している。しかし、それにもかかわらず、益田氏の「私度僧の文学」という規定は、『靈異記』の文学性を云々する際、最も中心的な本質を看破しているという感を拭い去り得ない。『靈異記』の中の何割かを占めるにすぎない郡司層・私度僧関係説話が、まさに益田氏のことばを以てすれば、切実な信仰のあかし——私度僧の信仰世界擁護と悪行に対する厳正な対処の仕方——による精神に支えられたもので、最も『靈異記』の特質と個性を強く打ち出す役割を担っているといえる。もちろん、本書の説話には今日的な文芸鑑賞の立場からすれば駄作といえるものもある。神田秀夫氏は、大目に見ても『靈異記』の中で読むに堪えられるものは半であるといわれ⁽⁷⁾。氏の指摘される通り、舌足らず（下27）、無神經（中27）、牽強附会（中25）、題材負け（上28）などの欠点が見られることも

事実である。それにしても、『靈異記』説話の最大の特徴は、厳しい因果律を現報思想を主軸に展開している点にある。そして、前述の如く郡司層・私度僧関係説話が圧倒的多数収録されていないのだが、これらの説話群に登場する人物の描かれかたが極めて個人的で、説話の享受者に強烈な印象を与えるものが多い。例えば、母に不幸をした擔保が、母から彼が幼い時に呑んだ乳餅を請求され狂死していく話（上23）、財物を窃取して気ままに悪事を働いた私度僧（石川沙弥）の焼死した話（上27）、時の政権の最高位にあった左大臣長屋王が、名もなき沙弥（乞食僧）との対決を通してはかなく失脚していく話（中1）、寺の物を借りたまま死んだ武蔵国多摩郡大領大伴赤磨が、死後罪状入りの斑文をつけた牛と化して誕生した話（中9）、乞食僧を打った浮浪人取締官が乗馬もろとも中空に舞い上がり、一昼夜滞空後墜死して、袋に入った算木のようにばらばらに砕け惨死した話（下14）、強欲に債務の履行を迫り、氏寺の物を用い、出挙の際度量衡をごまかした女が死後牛頭人身の怪物となり棺中から出現した話（下26）など最も鮮烈な激しさを持った話などがそれである。これらの説話の共通した要素である因果応報思想を背景に、話中に登場する人物の峻烈な生き方は、説話内容に適当な緊迫感を与えている。そこには、赤裸々な人間の営みがきわめてリアルに描かれている。そして、かつて板橋倫行氏が提唱された「娑婆の文学」という把え方を最も強力に支えているのが、郡司層・私度僧関係説話群といえよう。

かくして、『靈異記』の全貌を上空から眺め得たとすれば、山あり河あり平野ありで決して一様なものではない。例えていえば、郡司層・私度僧関係説話は、起伏の激しい山列にあたり、更にそのうち数話が高峰を聳立させ、それらが最も『靈異記』的雰囲気強く醸し出しているといえる。これに対し、沃野に喻えられる官度僧の活躍する説話もそれなりに味わいのある内容を有している。しか

し、最も激しく説話の享受者に問題を提起し、人間の生き方の種々相をさし示し、因果の理の恐ろしさを語り、臨場感を以て迫り来る力を内に秘めているのが、郡司層・私度僧関係説といえよう。本稿では、私度僧の供給地たる氏寺や郡寺周辺に生活する郡司などが出現する説話の生成過程を主要な考察の対象とする。筆者はこの論考で、私度僧の全貌とその特徴を把握するための前提的研究を意図している。具体的には、①氏寺・郡寺の登場して来る説話の生成過程を管見し、②話中に登場する郡司・豪族層の蟠踞する本拠地を探ることによりその説話の生成基盤を発掘し、③彼等の仏教活動の二三の側面を、説話発生条件と結びつけて瞥見してみたいと思う。

【一】 「日本靈異記」にあらわれた氏寺・郡寺の周辺と説話の生成

「靈異記」説話のうち、その舞台に氏寺や郡寺を登場させているものが数話ある。そこで、その寺々の実態とそこに入出入する人々の有様を入念に調査すれば、説話の生成に関していくつかのヒントを得ることが可能と思われる。具体的にいえば、上7・上17・中5・中9・中31・下23・下26の諸説話がそれである。いま該当説話の概略を簡単にまとめれば、第一表のようになる。

第一表 氏寺・郡寺関係説話 ()内は推定寺院名

説話	主人公	場所	備考
上7	三谷郡大領之祖	備後国三谷郡	氏・郡寺 龜報恩譚
上17	越智直某	伊予国越智郡	(越智寺) 建郡説話
中5	家長赤某	摂津国東生郡撫凹村	(那天堂) 殺牛祭神譚
中9	大伴赤麻呂	武藏国多磨郡	(多磨寺) 牛身説話
中31	丹生直弟上	遠江国磐田郡	磐田寺 磐田寺縁起
下23	大伴連忍勝	信濃国小県郡嬬里	氏寺 蘇生譚
下26	田中真人広虫女	讃岐国美貴郡	三木寺 墮地獄譚

(1) 百済の乱に関する説話群

上7の三谷寺を中心とした説話は、百済滅亡の際の斉明天皇六年の役を背景としたもので、異郷の地にあった主人公が仏の加護によ

り、無事帰郷し得た筋書のものである。海外の乱に関する説話は、上7の他に上6・上14・上17を数える。このうち、上6と上14は僧侶が難にあい、上7と上17は遠征した兵士が危機に直面している。僧侶の場合は、日本に脱出した暁には、留学僧や帰化僧として厚く遇せられ、官寺に身を寄せている。本稿で問題としたいのは、異国に在った仏徒が日本の仏教界の中に浸透していく説話ではなく、郡司層の豪族が寺を建て、その寺で僧とどのような仏法上の交渉を持ち、いかなる仏教活動を行なったかを示す説話についてである。上7と上17は、そうした課題につき若干の答を内蔵している。

第二表 百済(高麗)の乱に関する説話群

説話	主人公	戦乱	説話内容
上6	行善	高麗滅亡(天智七年)	高麗から脱出の際、橋がこわれて渡河し得ぬのを、観音の力により舟が出現し渡ることができた。帰国後興福寺に住む。
上7	三谷郡大領之祖	百済の乱(斉明六年)	仏の加護で無事帰国し得たため、百済僧弘済を三谷寺を作って住まわせる。日本に逃れ、難波の百済寺に住む。身体から光を放った。
上14	義覚	百済滅亡(斉明六年)	唐土に抑留された越智直某ら八人は舟を作って観音の木像に無事を祈りつつ脱出に成功し帰国して寺を作る。
上17	越智直某	百済救援(斉明六年か天智二年)	

上7の三谷寺の大領の先祖は、帰国に際して、百済僧弘済をつれて来た。このような僧が、三谷寺に大陸の説話を持ち込み、それをもとに説法の必要上様々に脚色を加えていったと思われる。本話は、弘済関係者が三谷寺で伝承して来たものと思われる。龜報恩譚という「冥報記」に原形の見られる形をなしている点からしても、そうした推測を容易にする。また、弘済はただ三谷寺に安住していたわけではなく、「其禪師所_三以造立_一伽藍多_三諸寺_一。道俗觀_二之共為_三欽敬_一。」とあるから、豪族の援助のもとに活発な活動を繰りひろげていたわけだ。彼は、或る時一尊像を造立しようと財物を持って上京し、仏像に塗るための金や絵の具を入手しているが、その財物も

三谷郡大領の先祖たちが与えた品々であろう。この説話は、もともと三木寺縁起として、仏を深く信じ無事に帰国した大領の先祖の徳を顕賞する内容であっただろうが、徐々に脇役の弘済の美德を讃える話の中心点が移行し、大陸説話を翻案した亀報恩譚へと変貌を遂げていった。この現象は、郡司層の強い規制下にある郡寺に管理されていた説話に、徐々に直接的な伝承者であった僧たちの発想が追加されていったと解され、今日『靈異記』を通して見られるものと大差ない形を整えて来たものと思われる。

次に上7について考えてみよう。本話の主人公の位置づけは、僧との関係において上7と対照的である。というのは、上7では禅師弘済と僧の名前を明記しているが、三谷郡の大領名はさだかでない。これに対して、本話は、郡寺に居住する僧名を記さず、僅かに往時八人の命を救った仏像の靈験を表現しているに過ぎないが、檀越に関しては越智直某と姓を記しているからである。このことは、本話が上7に比して、寺院に管理・伝承されるようになってから長年月の間内容が改変されずに伝わって来たことを意味し、越智寺に対する越智一族の影響力の大きさが推測される。越智氏が伊予国越智郡を中心に繁栄していたことは、本話の「自時迄乎今世」、子孫相統婦敬。」という表現ばかりでなく、当時の諸文献に数多く登

第三表 越智郡周辺における越智一族

人名	時	代	地	位	文	献
越智直益躬	不明		大領			日本往生極楽記
越智直東人	天平八年頃		主政			伊予国正税帳
越智直広国	天平八年頃		大領・従八位上			伊予国正税帳
越智直静女	天平宝字八年三月		縣二級			統日本紀
越智直国益	神護景雲元年六月		外従五位下			統日本紀
越智直飛鳥麻呂	宝龜元年十一月		大領・外従五位上			統日本紀
越智直広川	延暦十年十二月		正六位上			統日本紀
越智直祖繼	延暦十八年八月		従七位下			日本後紀
越智直年成	承和二年十一月		正六位上			統日本後紀
越智直広成	承和二年十一月		正六位上			統日本後紀
越智直広峰	貞観十三年十一月		外従五位下			三代実録

場して来ることで裏付けられる。いま、奈良時代と平安時代初期における越智地方とその周辺に蟠踞せる代表的な人々を一覧表にして示せば第三表のようになる。

この他、伊予国出身と想像される越智直関係者として、越智直広江・越智直南洲麻呂・越智直人立など多くの人々がいる。これら大領クラスの人々が、かなり仏事に熱心であったことは、『日本往生極楽記』の益躬に関する叙述から明白である。即ち、彼は「朝読法華、昼従國務ニ夜念彌陀ニ以爲恒事。未剃鬚髮。早受三戒。法名自称定真。」という生活ぶりで法名まで持っていた。このような人が越智寺に出入し、寺の僧とも仏法上のことで頻りに交流していたのである。さて、越智氏に関する系図として、『予章記』をはじめ『越智系図』、『河野氏系図』(二本)があるが、何れも信憑性に乏しいといわれる。したがって、『予章記』が二十代目の守興につき「天智天皇ノ御宇ニ勅令ヲ承テ新羅ニ越給。堺目迄三ヶ年逗留有也。」と記すを以て、本話の越智直某を彼とする「大日本地名辞書」の説は信ずることができないと小泉氏は主張されている。上7が、越智寺縁起の性格を持つことは異論のないところだが、政治的には、建郡説話として越智氏が朝廷の命に忠実に百済で奮戦したことを根拠に、郡司としての地位を与えられた正当性を示すもので、ただ単に敬虔な信仰心を讃えるのみでなく、一族の本領保全のためにも末永く語り継がれなければならない性格のものであった。かくも檀越越智氏の顕賞譚の性格が濃厚であるということは、本話に、寺側が自分の立場を強固にすべき脚色を未だ加えておらず檀越と寺僧の緊密な関係を彷彿させる。

次に、先に触れた益躬につき一言しておきたい。「日本往生極楽記」や「本朝法華験記」に真摯な仏徒として描かれている彼も、『予章記』や『越智系図』などには勇敢な戦士として登場する。推古天皇の御世に鉄人といつて全身鉄で覆われた怪物が戎人八千人を率いて来襲した。益躬は夷敵を迎撃することを命ぜられ九州に渡っ

たが、戦況全く不利なるを見てとり、一計を案じた。即ち、鉄人たちの戦争を有利に展開させるべき案内人となり、明石の浦まで導いて来たが鉄人が動き得るのはどこかに肉があるのだらうと考え、隙を窺っていた。あたりの景色があまりによいので鉄人は覚えず油断をした。

馬ノ上ヨリ遠見シテ彼是問ケルヲ答 躰ニテ見レバ、足ノ裏ニ眼有。誠神明御示現ヨト喜テ袖ニ下ニ隠持タル矢ノ「鏃ハ綿繰也。名掃鬼」以今度亦拳処ヲ、抛矢被レ投ケレバ 蹴ヨリ頭迄徹ケルホドニ、馬ノ上ヨリ真倒落。

不死身の鉄人の眼のありかを探りあて、一気に倒した猛将ぶりは、仏書に描かれた益射像とはあまりにも対照的である。それは、『予章記』が、伊予河野氏の武門の榮譽を礼讃することを目的とした合戦記であることを考慮すれば納得のいくところである。一人の人間の二面性が、かくも対蹠的に鮮やかに形象されているこの事例は、文学ジャンルと人物造形の関連性という問題を取りあげる場合、格好な糸口を提供してくれる。

(2) 殺牛祭神の風習と仏法

中5は、漢神を牛を殺して祭っていた富人が蘇生後、自分の家を寺堂となし、深く仏法に帰依する話である。説話の舞台は、摂津国東生郡撫凹村である。したがって、家長公が名付けた那天堂という名称も、実際は那天凹堂ではないだらうかと『日本霊異記攷證』で前田夏蔭が述べている。本話も主人公名は詳らかではない。天平末年頃から神護景雲年間にかけて、この地には難波忌寸氏や日下部忌寸氏が勢力を張っていたようである。即ち、難波忌寸浜勝と日下部忌寸守は各々東生郡擬大領正八位上と擬少領少初位下の地位にあり、天安宝字五年三月七日に東大寺三綱牒に郡判を加え、日下部忌寸人綱・諸前も各々擬少領・副擬少領として神護景雲三年九月十一日に香山薬師寺の三綱牒に出現している。本話の家長公も、自分の

寺那天堂を持つと同時に難波忌寸氏の郡寺などにも出入していたことだろう。

さて、家長公の祭っていた殺牛祭神の風習は非常に古く、最初は雨乞いの形で行なわれていた。『皇極紀』元年七月に、「随村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神。」とあるはそれである。この風習の盛行を政府は弊害視して、延暦十年九月に、「甲戌、断伊勢尾張近江美濃若狭越前紀伊等国百姓、殺牛用祭漢神。」(続日本紀)とあり、延暦二十年四月にも「越前国禁行加屠牛祭神。」

(類聚国史)と記録されているが、これはまさに本話の家長公のような行為に対して禁圧を加えようとした声明であった。殺牛祭神の風習の起源は極めて古く、農耕儀礼の中に求められ、世界各地で見られるという。佐伯有清氏は、これを①雨乞いのため牛を殺してまつる場合、②軍事を起こすにあたって吉凶を占う場合、③祟りを除くためにまつる場合の三種に分類された。そして、日本の史料に見える①と②の場合を問題にし、両者を区別して考えて、『靈異記』中5の漢神とは、中国古代の怨霊である伍子胥神や項羽神に端を発すると論じられた。従来、漠然とこの風習につき中国からの流入という捉え方がなされていた。佐伯氏はこのうち①は中国の影響を考えるにしても農耕文化の移入の頃のことと久しい間に日本化されたものであり、②は比較的新しい時期に日本に伝わったと考えられた。そして項羽神と殺牛の風習につき極めて示唆に富む見解を述べられた。即ち「項羽神信仰の特色は南朝を通じて民衆ばかりでなく、王候、軍閥からも強い崇敬をうけ、民間信仰から国家的祀典に列せられていることである。とはいっても、この信仰の真姿は、やはり民間の信仰にあるのであって、呉興地方の農民が、かさなる戦乱や飢饉、更には国家の悪政、また江南土着の寒人に対する上流貴族の圧迫など、当時の政治経済的事情が原因となつて、農民や地方の下級官人の宗教的渴望が、この憤怒、怨恨の神性をもつ項羽神を、さかんに信仰せしめた。したがって、この地方をうまく治めよ

うとする大守は、自ら官牛を殺して項羽神をまつり、治めがたい吏民をひきつけようとした。そこで新任の太守が乗ってきた車駕に使った官牛を犠牲としてまつらねばならぬという慣習が、南齊の時代にあり、これを無視した太守は、項羽神の祟りで死ぬと伝えられている。」と。このような性格の祟りを『靈異記』説話でも「依漢神祟而禱之祀限于七年、毎_レ年殺_レ祀之以_二牛_一合殺_二七頭_一。」という形で受容している。それにしても、家長公にとっては一難去ってまた一難、漢神の祟りを逃れたが今度は殺生をしたかどで仏教の世界から因果応報思想によって厳しく罰せられる。しかし、病に倒れた家長公は、それが漢神の祟りではなく、牛を殺した報いによることを直感し、七年の間ひたすら放生につとめた。面白いのは、漢神の祟りを除くため、七年間に七牛を殺し、病に陥ってから七年間放生するという発想である。地獄で凄絶な体験をして蘇生した彼は、その後は、「已後、効_レ不_レ祀_レ神。」と報じている。蘇生を可能にしたのは漢神の加護ではなく、七年間に放生した千万余の生物の力によるものだとわかったからである。彼等は、家長公の殺生は漢神の祟りを避けるための止むを得ない措置であったと閻羅庁の法廷で口々に弁護した。ために大王も困惑して「王自思惟、理就_レ多_レ證、經_二八日_一已、其夕告詔、參_レ向明日。奉_レ詔而罷、九月集會。閻羅王即告之言、大分理判、由_二多_レ數證_一故、就_二多_レ數_一。判許已訖。」という考え方を採った。簡単にいえば、多数のものの判断に従ったということである。怨みを抱く牛は、彼等の言によれば、四足を切つて廟に祭つて幸を願い、後になますに切つて肴にして食べられたのである。中国の例であるが、一頭の牛は酒の肴として百戸程の範囲で饗宴に用いられたという。⁽¹⁾したがって、このような風習をとり入れたいた主人公は、帰化人とも関係深く、またかなりの数の人々が日常出入していた富豪層の者で、郡司とも極めて近い環境に生きていた人であったと思う。彼が、自分の家を幢を立てて寺としたというのは、寺院を建立する力がなかったというよりも、熱烈な信仰心の発

露がこのような性急な行為に彼を走らせたと見る方が当を得ているであろう。そして、この説話も、恐らく家長公の寺(氏寺)か、彼の子孫と親しい難波忌寸一族の郡寺あたりに管理されていただろう。そして、本話の作成者も、これらの寺に住み布教活動を行っていた僧であると考えて、そんなに見当はずれではないと思う。

(3) 斑文入りの牛身説話

中9は、舞台が都から遠隔の武蔵国多磨郡となっている。大領大伴赤麻呂は、郡寺のものを勝手に用いて未返済のまま死んだため牛と化したのが、こともあろうにその牛は彼の生前の借用をあらわす斑文入りで生まれて来たというのである。自身の建立した寺であっても、みだりに物を私用に充てることを厳に戒めているのがこの説話の大きな特徴である。遠藤嘉基氏は、本話を「檀主が勢力をえて、横暴であった、当時の実態を示す。」という深い読みをされている。このような郡寺や氏寺では、寺院側と檀越側とはどのような関係にあったのであろうか。下23では、大伴連忍勝が同族と氏寺を作つて、時にはそこに籠つて仏道修行をするというように両者は極めて密接な関係にあった。益田氏が言及されるように、私度僧として私寺私堂に住するものは郡司階層出身のものが多いことや当時の諸記録を見てこれら地方豪族の中から東大寺などの写経所に入入している状況などを考慮すれば、郡寺や氏寺にも一族出身者が僧形を整えて仏事に携っている場合も多かったことだろう。そして、両者が未分化な時期には、上7の越智直氏の誇らしい栄光を語る説話や中31の丹生直氏が仏の加護を以て郡寺を建立し得た説話のような話型が僧たちにより伝承されていた。だが、時の推移につれ両者の間に距離が生じて来ると、寺側は独立自主の道に進もうとし、その上寺院経済の安泰を図るため、寺の物を用いたり反仏教的行為に出るものに対し、手痛い悪報を与える説話を脚色して来る。郡寺を中心とした場に発生したと思われる説話が、上7・中19・中31など少数のものを除いては多くが悪報譚となっている事情は、こうした状況を

考慮すればごく当然な現象なのである。

さて、武蔵国に大伴直・大伴部直・大伴部を名乗るものが群居していたことは諸書の示すところであるが、その代表的なものを挙げれば第四表のようになる。中9の赤麻呂につき太田亮氏は、「此の人
大伴とのみありて姓を載せざれど、之れ死亡したる人なるが故にし

第四表 武蔵国における大伴直及びその関係者

地名	主人公	年	時	文	献	備考
多磨郡鴨里	大伴某			聖武天皇御世		下級官人か
多磨郡	大伴赤麻呂	二月	二月	天平勝宝元年十	靈異記中9	大領
入間郡	大伴部直赤男	神護景雲三年		統日本紀		西大寺に寄進
那珂郡	大伴部真足女	天平勝宝七年二月		万葉集卷廿		防人の妻
秩父郡	大伴部少歳	天平勝宝七年二月		万葉集卷廿		防人(助丁)
加美郡	大伴直中麻呂	天平勝宝五年十一月		調庸綾絶布		戸口に荒当

て、その実大伴直ならんと思はる。即ち足立郡なる大伴直家の分流にして、多磨の屯食を掌どりし氏ならんか。」と推定されている。⁽¹⁷⁾
大伴直家は景行天皇の御世、東国の国造の子弟を集め膳大伴部を作ったのがもとであり、大伴部直と同系列のものである。第四表の中で、とくに多磨郡の二人の官人と入間郡の大伴部直赤男とはともに有力な檀越として郡寺に出入していたと想像される。例えば赤男は、景雲三年に西大寺に商布一千五百段、稻七万四千束、墾田四十町、林六十町を献じたため、宝龜八年六月に外従五位下を追贈されていることからして、生前郡司層の地位にあったことはほぼ確実である。ちなみに下26の讚岐国美貴郡大領外従六位上の小屋県主宮手は、東大寺に牛七十頭、馬三十疋、治田二十町、稻四千束を献上し、土佐国安芸郡少領外従六位下の凡直伊賀麻呂は、稻二万束、牛六十頭を西大寺へ献上し、外従五位上に昇った。⁽¹⁹⁾ 赤麻呂もこのよう
な人々と同格であった。

さて本話では、赤麻呂の一門の人々は、彼の所行を恥じて、この戦慄すべき事件を後世への手本として記文に記し留めたといっている。

る。虎尾俊哉氏は、本話が同じ年の六月一日を以て諸人に伝えたと述べ、わざわざ特定の日を設けて諸人に伝えた日としているのは、親族・同僚が因果譚を記した記文を寺に奉納掲額された日を指しているのではないかと考えられている。⁽²⁰⁾ この説話の成立動機は、たしかに年々横暴になっていく檀越に警告を発するため、亡くなってから間もない大領赤麻呂を登場させて寺院側が脚色したものと思う。しかし、本話が今日「靈異記」に収録されたような形になるまでには若干の紆余曲折がある。つまり寺院が作成した説話は恐らく赤麻呂が斑文を負って生まれた部分までであり、更に借財を償うため上20の惠勝のように労役に服する発想も見られたかもしれない。しかし、これでは有力な寺の檀越である赤麻呂の子孫は不満であり、このような説話が語られることを潔しとしなかったことだろう。そこで彼等の抗議を受けた寺側は、檀越の深刻な反省を描き、自らの意志で後人のために思いきって記文に留めたと明記して妥協を図ったのではなからうか。このような断りがきの付された説話なるがため、後々まで寺側は赤麻呂の周辺からの攻撃を全く受けずに、しかも檀越側より優位に立ち得る内容の説話を語り、彼等に警告を発しつづけることができたのである。⁽²¹⁾

(4) 磐田寺縁起と丹生一族

中31は、単に磐田寺縁起としてではなく、寺院建立の際の国司や郡司の参加態度や、郡司が国分寺にまで発展していく状況など大きな問題を孕んでいる。丹生直弟上夫妻は各々七十歳と六十二歳であった。彼等の念願の塔を造立するため、仏のはからいで子供が誕生して来る。この子は左手を握りながら生まれて来て開こうとしな
い。長ずるにしがた、姿が美しく七歳に至り手を開き舍利二粒をさし示す。これを随喜した国司・郡司をはじめ諸人は、仏縁を結ぶために集まって、弟上の希望する七重塔を建てたというのである。本話の舞台になっている遠江国磐田郡には壬生(余布)郷があり、丹生氏とは恐らくその地の豪族で郡司を拜命している一族である。

う。この問題に関連して米沢康氏の所説（郡名寺院について・大谷史学・第六号）を引用され、「丹生直弟上の姓からみれば彼は郡司を勤めていたか、勤めたことがあった」と推測されている。²²したがって、弟上が塔を作るため知識を率引する力もなく、子にも恵まれずにひっそりと暮らしているような筋書は、仏の申し子を登場させるために磐田寺を氏寺とする丹生一族が脚色を試みたもので、その際守屋俊彦氏のいわれるように、竹取説話の影響を蒙っていることが考慮される。²³ 仏舍利が出現した際「諸人衆喜展転。国司郡卿悉喜。「という異常なまでに深い関心を示しているが、この種の慶事がいかに尊いことかは、道鏡政権が緒についた天平神護二年十月二十日に、隅寺の毘沙門像から舍利が出現した事件を思いうかべれば充分である。²⁴ 美々しい行列が法華寺までつらなり、舍利を運び入れている。この慶事は、道鏡の腹心基信の仕組んだトリックであったが、称徳天皇は宣命まで発して道鏡の徳を讃えたのである。

本話の発想上の類話として下19が指摘される。下19は、構成上二部に分かれる。即ち、肥後国八代郡豊服郷で主人公の女子が成長し立派な優婆夷となる前半部と肥前国佐賀郡の郡寺と思われる所で大國師戒明らと仏法上の問答をし屈服させる後半部とがそれである。中31と類似しているのは、その前半部である。第五表の比較事項を見て、中31に竹取説話の残影があるとすれば、下19にもそうした要

第五表 中31と下19の比較整理

相違点	中巻 三十一	下巻 十九
出生の状況	父母各七十歳と六十二歳で女の子を生む。	一つの肉団を生む。箱に入れて山中の石の中に収めて置く。七日後に女の子が生まれる。
異常	左手を握って開かない。だんだん成長し端正な美人となる。	頭と頸が纏着して下あごがない。八箇月後急に成長し三尺五寸となる。非常に聡明である。
成長期	七歳になつて手を開き。二粒の舍利を示す。	七歳までに法華八十花散を転説する。
成人	塔を建てたのを見とどけて忽ちに死ぬ。	出家し、人に信仰心をおこさせる。また説経の声量が豊かで美しい。

素が濃厚である。

下19の「経三八箇月、不俄長大」という表現から夙に武田祐吉氏は「竹取物語かぐや姫の成長参照。」と指摘されている。²⁵ 事実「海道記」収載の竹取説話では、かぐや姫が翁の家の竹林に住む鶯の巢にある卵から生まれている。これと下19の肉のかたまりから女の子が生まれたとする発想はかなり類似している。しかし、「賢愚経」巻十三に見える須達長者の娘が卵十個を生み、それがすべて開いて十男となり、出家して羅漢果を得た話や、「撰集百縁経」巻七に見えるように、迦毘羅衛城の長者の妻が一つの肉団を生み、七日後それから百人の童子が生まれ、出家して百人が阿羅漢果を得た話から多くのヒントを得ていることは否めない。この種の説話は、朝鮮半島にも広く流布している。中林映子氏の研究によれば、「三国遺事」巻一第四の解脱王は大きな卵から生まれているし、「三国史記」巻一新羅本紀第一でも新羅の始祖朴氏、諱赫居世も吉祥とされる大卵から誕生している。その他、氏は「雑宝藏経」巻第一の「蓮華夫人縁」や「六度集経」巻第三の百卵のうち九十九人は立派な僧となったが、残る一人は止まり王となり、それが私だと釈尊自身が語る話など次々と紹介されている。²⁶

さて、中31は丹生郷を中心に蟠踞していた丹生一族が、磐田寺の塔を由緒あるものとするため、同寺の僧に命じて作成させたと考えてもよからう。その際、竹取説話や仏典の中に雛型を無意識のうちにも仰ぎ、発想をふくらませていったことだろう。そして、女子が握っていた舍利二粒に擬してそれらしき骨が磐田寺に用意されていたこともたしかであろう。また塔の完成後、この女子が急死したわけは、「今昔物語集」（巻十二第二話）の書承説話が敷衍して説明するように仏の化身であったからである。塔完成後に女子が人の世に止まる意味がなくなったのである。このことは、上10・中15にて子のものを借用して償わずに死んだ親が牛と化して労役に服している

ことを知った子がそれを許す態度を示すや忽ちに死ぬという発想例からも容易に推測される。この寺には丹生一族ばかりか国司も出入していたようだ。ために、国分寺建立の際その由緒ある寺が格上げされたことも充分あり得よう。七重塔という規模は国分寺のそれとしても立派に通用したであろう。

(5) 大伴連忍勝墮地獄蘇生譚

下23の大伴連一族の氏寺は、信濃国小県郡嬢里にあった。この寺で写経を志した彼は、必要な用具を寺中から取り集め、僧形を整え戒を受けて常にそこに住んでいたという。蘇生し得た真因は、単に写経の発願によるのではなく、供養を実践させるためであり、また「汝実発願出家修道。雖有是善而多用于住堂之物。故摧汝身。今還畢願復償堂物。」とあるように、消費した財物を償わせることが主目的であった。三人の僧から懇々とさとされて蘇生した忍勝の言がふるっている。即ち、願を發した功德と寺の物を用いた災とが同時にあらわれたまでで、すべて自分の招いたことで地獄の咎ではないと諸人に伝えていたことである。恐らく本話も大伴連家の氏寺に僧の手で管理され伝承されていたことだろう。中9の大伴赤麻呂の場合と異なり、忍勝は蘇生しているが、やはり檀越側の抗議を考慮して忍勝に責任は一切自分にあるといわさせている。巧妙な手口である。そして、本話の發生の土台として、中9のような寺の物を用いて悪報を蒙る説話が考えられる。そして、下22の小県郡の他田氏の氏寺に伝承されていた夷蝦の墮地獄蘇生譚の影響下に成立したのではなからうか。第六表の比較を見ると主人公はともに郡司層の人で寺の物を用いていること、大伴姓を名乗る人の氏寺や郡寺に関係していること、また下23の説話の展開する時代は中9のそれより約二十五年後であることなどの諸点から、下23成立時に中9が大きく関与していることは否めない。そして、一年ほど前から近接した他田氏の氏寺で語られ出した蝦夷の登場する説話の筋書をも大幅に取り入れて脚色し、整備したのが下23の原型で

第六表 中9と下23の比較整理

相違点	中巻九話	下巻二十三話
時代	天平勝宝元年十二月	宝龜五年春三月
場所	武藏国多磨郡鴨里	信濃国小県郡嬢里
主人公	大伴赤麻呂	大伴連忍勝
悪行	寺の物を用い返済せず死ぬ	寺の物を用い寺の檀越に殺される
悪報	借りたものを示す斑文の穢に生まれかわる	地獄に墮ち熱い釜に入れられるが助かる
寺院側の工夫	「一族のもの深刻な反省をし自発的に記文の形にした。」とする。	「主人公忍勝は自身の悪行を反省し、地獄をうらまない。」と書く。

あったと思う。分量からいえば下23の方が少ないが、にえたぎる釜の中に投忍勝をへ入れた結果、冷え破れて四散したという特異な発想が見られるし、經典書写の状況、三本の閻羅宮への道の取り扱いは類似しているが微妙な相違がみられる。これは、大伴連の氏寺の僧が、上22を入念に受容し工夫を凝らしたことを推測せしめるものである。

(6) 牛頭人身悪報譚と郡寺

最後に、下26の成立と管理の問題につき二三の考察を加えてみよう。「靈異記」の多くの墮地獄譚が二重因果の形をとり、主人公は生前の善行を以て蘇生し、地獄の状況は熱心に伝えるレポーターとなっている。しかし本話の構成は複雑である。主人公田中真人広虫女は大層極悪非道な人で、①仏道に関心なく、②施しをせず、③酒に水を入れて売り、④升目をごまかし、⑤出挙の際はかりを不正操作し、⑥貸金の十倍も百倍も徴集する超高利貸をしていた。このような女に作者は善行を探し出そうとしない。彼女は讃岐国美貴郡大領外従六位上の小屋県主宮手を夫に持ち、八人の子持ちで富裕でもあり、何不自由ない身の上であった。だが、積年の無道な生活態度が災してか、宝龜七年六月一日に病に伏し、七月二十日に臨終を迎えた。その頃夢の中で広虫女は閻羅王から三個条の罪状を申しわたされた旨を告げ死んだ。宮手は禪師・優婆塞を三十二人も集め故人

の冥福を祈ったが、七日目に棺のふたが開き、牛頭人身と化した広虫女が草を反芻しながら出現した。びっくりした大領たちは恥じ恐れ悲しんで五体を地に投げて仏を礼拝したというのである。ここには、蘇生報告型の発想ではなく、夢で地獄行きを暗示させ、本人が奇怪な姿で生きかえり、そしてまた死ぬという手のこんだ発想が見られる。宮手は急遽郡寺（三木寺）へ多大な寄進をし、更に東大寺にも牛七十頭、馬三十疋、治田二十町、稻四千束を献上したため、怪物は赦されて死ぬ。この種の寄進は当時盛んだったと思う。例えば、大宅朝臣船人は、宝龜三年八月病が篤いので、大和国添上郡春日郷の家地五段を東大寺に献上している。³⁰寺院側は、広虫女が三木寺のものを自由に持ち出したような表現をし、宮手が五体を投げうって許しを仏に乞うたと叙し、しかも東大寺をひきあいに出して立場を強くしてこの説話を伝承しようとしている。また、「国司郡司、見将³¹送³²解官³³之比頃、經³⁴五日³⁵而死。」とし、このような宮手一族にとって不名誉なことを宮手自身が文書にしたと記し、檀越の追及の鋭鋒をかわそうとしている。宮手が集めた三十余人の僧たちの中には、郡寺のそれも混じっているという設定であるが、東大寺への寄進内容などとあわせ考えると郡司の力をほぼ推察し得る。しかし、本話を通して感ずるのは、郡司をはじめとする檀越側に対する寺側の強い姿勢である。そして、このような説話を作成し得る僧はかなりの知識を持っていたものと思う。たとえば、当国三木郡冰上郷戸主物部若子の戸口牛麻呂を中央政府に優婆塞として貢進した安興寺僧善貴のごとき程度の僧が三木寺にも居り、下26の原話を作成し、法会の席で語り記文にも仕立てて管理していたことである。

以上氏寺・郡寺を中心として説話発生環境を眺めて来たのであるが、寺と郡司層を中心とする檀越との力関係の状況により、寺で語られる説話の筋書に僧たちが様々な工夫を加えているのは興味あ

ることである。この種の説話の多くが悪報譚であることは、寺院の強い態度を窺わせるに充分である。しかし、時には二重因果譚にして主人公を蘇生させることで妥協を図り、檀越の側から進んで記文にして発表した旨を説話の中に記して追及の鋭先を鈍らせる方法を探っていることは注目すべき傾向といえる。

【二】 説話生成基盤の探索と発掘

次に、『靈異記』の中で、氏寺や郡寺の存在を明記してはいないが、確実にその存在を推測して説話の生成基盤を考究し得る数話につき言及してみたいと思う。

(1) 上30 膳臣広国蘇生譚

説話の舞台は豊前国宮子郡であり、広国はかの地の少領であった。本話も蘇生した広国自らが体験記として顕録して人々に広めたというが、遠藤氏もいわれるように、おそらく広国の出入している郡寺の縁起となったことだろう。その際、武田氏が述べられるように、広国の自作に擬した文章であったという指摘が重要な意味を持つ。即ち、郡寺に住む僧が広国作という形で寺で伝承し、法会の際にも広国一族を中心とした人々に説き聞かせたものと思う。広国の子孫も、それが広国の自作ということで寺側に文句もいわず素直に聞入ったことだろう。また、豊前国一帯には膳姓を名乗る郡司層の人たちが群居していた。即ち、膳東人は仲津郡の擬少領の地位にあり、藤原広嗣の乱の險兵八十人を率いて官軍に合流している。³⁶時代はやや下るが承和十五年に豊後国大分郡擬少領として、膳大伴部の後裔膳伴公家吉が同郡寒川の地で白亀を得たという。³⁷また一般庶民として、膳臣広売は豊前国上三毛郡加自久也里に居を構え、同所に膳大伴部大磨（四十六歳）と息子膳大伴部嶋（十五歳）、娘膳大伴部根売（十四歳）及び妹膳大伴部長日売（二十七歳）がいた。その他上三毛郡塔里の戸主塔勝岐弥の戸口で兵士としての膳大伴部沙与知が登録されている。³⁸このような状況からして、宮子郡に集住していた

膳臣一族が郡寺を建て、僧の手によって上30のような記文が作成されたことは容易に想像される。加うるに、彼等一族が仏法に熱意を抱いていたことがこのような推測をより強固なものとする。即ち、膳臣大丘の例がそれだ。彼は、神護景雲二年頃留学生として入唐し、七年八月に正八位上となった。その後、宝龜八年正月外従五位下、同十年二月に大学博士にて豊後介を兼任した。⁽³⁸⁾このような人を生み出す背景には、仏教に対する高い教養を持った同族の人々が活潑な信仰生活を営んでいた状況を想定し得るのである。

(2) 中2 血沼県主倭麻呂の遁世出家譚

本話に登場する倭麻呂は、和泉国大領の地位にあったという。恐らく、彼が行基に従って出離を試みたこの話も、歌をまじえていることから記文の形に定着して同郡の和泉寺あたりに管理されていたのではなからうか。血沼県主姓を名乗るこの倭麻呂は実在の人である。即ち、天平九年の「和泉監正税帳」に「郡司少領外⁽³⁹⁾七位下珍具主倭麻呂」と現に記されている。また、「東第老丸木倉⁽⁴⁰⁾長一丈五尺二寸五寸 顯稻老仵式⁽⁴¹⁾倍……………」天平五年令史從八位下稚田連 嶋麻呂主帳元位珍具主深麻呂とあることにより、当地にやはり倭麻呂一族が勢力をはっていたことが窺われる。天平九年に少領であった彼が大領となるのは、この説話が史実を反映していると考えれば、行基没年の天平二十一年までの十二年間であるが、黒沢幸三氏は、行基が天平十三年に和泉国泉南郡に久米多池を作っていることに着目され、「このような大がかりな土木

工事の援助をした者こそ倭麻呂のような在地の豪族であり、おそらく彼は天平十三年頃には和泉郡の大領になっていたのだろう。」と推定されている。行基は和泉国の土木事業を進める際、工事技術者の堅部臣石前の力に頼っているが、井上薫氏は行基が倭麻呂のような大領を介して石前と関係を持つようになったと考えられている。⁽⁴²⁾倭麻呂が中2で述べるように敬虔な仏徒であり、自身郡寺に出入して仏事をとり行なっていたことは、天平九年正月十四日に、郡寺で

金光明八巻と最勝王経十巻などを聖僧四人読僧十八人を集めて読経したという記事があることからも明白である。⁽⁴³⁾もっともこれは正月齋会であったが、たびたびこうしたことはあったと思う。このような環境を考慮すれば、倭麻呂に土木工事推進を後援してもらっている行基の周辺で作成されたこの説話が郡寺に収められ伝承されていたことだろう。或は郡寺の僧が作成したとも考えられるが、その場合には行基と倭麻呂の親しい関係を力説することにより、檀越の一層の信望を寺に集めようという意図が働いていたと思う。何れにしても、当話は寺側と檀越側との緊密な関係のもとで語られつつけて来たものといえよう。

(3) 中19 利苺優婆夷称揚譚

本話は、婦化人と近い関係の人々の間で語られていたものである。利苺氏は、その勢力を河内国古市郡周辺に有していたといわれる。「延喜式」神名式に利鷹神社をのせ、また「日本書記」の推古紀に戸苺池というものがあるから、この地名を以って姓に命じたものであろうと「日本霊異記攷證」は説く。太田亮氏は、この一族は河内国古市郡利苺より起こったものであろうといわれている。⁽⁴⁴⁾では、この説話の成立して来る基盤はどうであろうか。利苺姓を名乗る人として、「正倉院文書」の勸籍（「寧楽遺文」中巻）に、

船連石立年卅七河内国渋川郡竹淵郷戸主正八位下利苺寸主家麻呂戸口

右人所貫 天平十八年籍

竹淵郷戸主從八位下利苺寸主家麻呂戸口
船連石立年卅四

とある。家麻呂は正八位下として大領クラスの有力豪族であったと想像される。やはりこの場合も、彼を中心とした郡寺がこの渋川郡竹淵郷あたりにあり、この優婆夷もその寺に出入していた信徒の一人ではなからうか。本話は、すばらしい美声で続経する女人を閻羅王が地獄に招請する内容を持ち、「霊異記」の地獄説話中悪報譚以外の唯一の説話である。後世、道命阿闍梨をはじめ誦経の声の美しさを讃えられた人は数多いが、閻羅王をかくも感服させた人は他に

はいない。そして、説話の主人公が帰化人系の村主姓であり、郡寺の僧の語る話の聴衆もその一党が多かったこと、本話が『冥報記』巻中の山龍の地獄説話に類似性のある点などをあわせ考えることが、この説話の成立過程を把握する端緒になるのではなからうか。

(4) 下7 丈部直山継の観音利益譚

主人公山継は、武蔵国多磨郡小河里人である。観音を信仰していたため、蝦夷との戦いにかり出された時、無事に帰還できた。また、後日藤原仲麻呂の乱に罪を得て殺されようとするところを助けられ九死に一生を得た。信濃国に流罪となったが、後に赦されて多磨郡の少領となる好運にありついた。丈部直氏は、武蔵・上総・下総・常陸・陸奥の諸国に数多く群居している。そのうち、最も注目すべきは、丈部直不破麻呂のことである。即ち彼は武蔵国足立郡に居を構えていた。そして、山継とは逆に仲麻呂の乱に追討の功を得て天平宝字八年十月十七日に外従五位下に昇進している。神護景雲元年八月二十九日に下総国員外介に任ぜられ、同年十二月六日「武蔵国足立郡人外従五位下丈部直不破麻呂等六人賜_二姓武蔵宿称_一」。八日「外従五位下武蔵宿称不破麻呂為_二武蔵国国造_一。」(続日本紀)ということになった。本話の主人公山継が実在の人であるか否かは詳らかでないが、仮りに実在の人であるとすれば、多磨郡の丈部氏の氏寺の僧たちがこの話を作成し、かの地の氏寺で語られていたことが、これまでの他の諸説話の事例から推測される。してみると、この不破麻呂が武蔵宿称を賜ったことを参考にして逆の筋書を発想したのであるか。或は上総国出身の丈部大麻呂の波瀾に充ちた一生がこの山継に投影しているのかもしれない。即ち大麻呂は、陸奥国小田郡にて黄金を発見してその功により従五位下に任ぜられ、天平宝字三年十月九日に齋宮頭となった。その後官位を失ったよう
で、延暦二年二月二十三日「復_三丈部大麻呂本位従五位下_一。」と記されていることから、或は仲麻呂の乱のとはっちりを受け罰せら

れていたのかもしれない。後年、彼は造長岡官吏の一員に選ばれ、従五位上に叙せられ、更に隠岐守にも任ぜられて順調な生涯を終えたことと思う。山継の体験がもし虚構であるとすれば、仲麻呂の乱に対照的運命をたどったと思われる以上の二人のうち説話の作成者は何れかを参考にしたのではなからうか。この場合、陸奥国での蝦夷との戦い、仲麻呂の乱における流罪などの筋書から、大麻呂を雛型にしたと考える方が妥当性がある。なお、丈部氏は陸奥国一帯に豪族として蟠踞し、神護景雲三年三月安倍臣姓を数多くの人が賜っている。蝦夷との戦いに備え、辺塞の地の治安維持を意図してものだろ。山継が蝦夷地へ戦にかり出されたという発想はこうした状況のもとに生まれたのであろう。

以上のことからして、次のことが考えられる。丈部直山継は、恐らく多磨郡地方の豪族の一員であった。彼の死後まもなく、丈部直一族と近い関係にある丈部直の氏寺の僧が、山継の事績をあらわす観音利益譚を作成して語っていた。そこには、彼が蝦夷との戦いを観音の加護により無事帰国し得たこと、藤原仲麻呂の乱に危く九死に一生を得て帰郷し得たことなどが盛り込まれていたことだろ。更に想像を加えてみよう。当時多磨郡の大領を以って認じていた大伴直家関係者がそれを聞き郡寺の僧に報じた。彼は、郡寺の第一の後援者大伴直家に丈部家が従属するような形を目指して、山継が信濃国に流されたこと、後に多磨郡の少領に任じられたことなどを付加して記文の形に整えた。そして、中3・中9などと一緒に郡寺で伝承していたものと思う。虎尾氏は、武蔵国説話群は、一括して紀伊国草那郡能応村の能応寺に住む武蔵村主多利麻呂により伝播されたものではないかといわれている。

(5) その他の諸説話

これまでに、『靈異記』説話のいくつかにつき、直接寺院の存在を記してはいないが、説話成立の背景に氏寺や郡寺が歴然と存し、

豪族と僧侶との諸交渉を考慮し得る面を強調して来た。なお、上19・中18・中25については、かつて論じたことがあるのでここでは触れないことにした。⁽⁴⁹⁾次にこれまで問題にした以外の説話につき若干の見通しをたてておく。上29の倉の下敷になって圧死した白髪部猪麻呂の悪報譚は、やはり氏寺側が同氏一族を牽制する意図で作成した。備中国少田郡周辺である窪屋郡白髪郷川辺里には、白髪部首智麻呂や白髪部波伎自がいるし、⁽⁴⁹⁾賀夜郡日羽郷狭野里には白髪部臣真虫売が居を構えていることにより、一族の多いことを知り得るのである。また、中16の讃岐国香川郡坂田里の綾君は、恐らく同国阿野郡の綾君菅麻呂という正六位上の郡司クラスの人たちと同族であっただろう。「東宝記」の綾公元包(五十三歳)が同国香河里笠郷戸主綾公久法の戸口であったという記録も天曆十年と時代は下るが、大いに参考となる。更に嘉祥二年二月に讃岐国阿野郡の人で内膳掌膳外従五位下綾公姑継、主計少属従八位上綾公武主らの本貫を改めて左京六条三坊に移すようにしたと正史は報じていることからも綾公氏が豪族で郡司程度の実力者を数多く擁していたことがわかる。下10の榎本氏は紀伊国安誦郡荒田村にいたが、同氏もこの地に多かつた。中でも名草郡少領榎本千嶋は、朝廷に稻二万束を献ずるほど裕福であった。⁽⁵⁰⁾下20の忌部首多夜須子の出入していた粟国麻殖郡苑山寺近辺には忌部郷なる土地があり、大勢一族が住まっていた。下32の品知牧人の住む備後国鞆田郡大山里近辺にも品治郡があり、左史生従八位上品治公宮雄という人もいた。⁽⁵⁰⁾このような豪族や郡司層の人々は、郡寺・氏寺にて屢々仏事をとり行ない、時には中央から僧を招請してもいた。その際、寺側は今も亡き当地の元郡司などを主人公とした因果譚を語って、反仏徒の行為の恐ろしさを身にしみて感じるよう演出をしている。

【三】 結びにかえて——豪族・郡司層の仏教活動の二三の側面——

豪族や郡司たちの肝入りで建立した氏寺や郡寺の周辺を探ることにより、説話の生成基盤の一部面を明らかにすることを目標に分析を加えて来た。最後に、これらの人々が、具体的にどのような態度を仏教に対して示していたかにつき管見してみたいと思う。

郡司が、ときには国師を郡寺に招いて法会を開催したことは、下19の肥前国佐賀郡大領正七位上佐賀君児公の場合からも明らかである。大国師戒明は大安寺僧であったが筑紫に派遣されていた。それを佐賀君児公が国を越えて請じ入れたわけで、仏法に熱心な態度を持っていた。当時国師は国分寺に居り、国司とともに検校する高い地位にあったが、⁽⁵¹⁾招かれれば他国の郡寺まで出向したのである。尾張国の国師鏡忍は、同国中島郡西部郷戸主従八位上長谷部稲持の戸口池主を優婆塞として貢進しているが、⁽⁵¹⁾ここにも豪族が国師と深く関わりあっていることを看取し得る。氏寺や郡寺で、時には檀越の横暴を厳しく糾弾する説話を僧たちが発想しているが、この場合国師が郡寺の僧などへ資料を与えていたことも考えられる。

写経生として東大寺あたりに関係していた人が、好運にも官にありつき地方に下ることがあった。こうした人々も、地方寺院の周辺で説話が生成される場合大きな影響力を持っていただろう。例えば、赤染万呂は経師として天平十年頃には舍人長の地位にあったが、同年八月に周防国史生に転じたらしい。⁽⁵²⁾また大宅人上も東大寺の写経所に入入しており、更に一切経所にも関係していたが、⁽⁵²⁾神護景雲二年九月越前国足羽郡主政少初位下の地位についている。このような経歴を有する人は、写経の際、因果譚のようなものを見る機会もあっただろうし、仏典に通じている人もあったわけだから、地方寺院の僧との交渉も勢い深まり、説話の誕生にも一役買っていたことだろう。⁽⁵²⁾

また、諸国から郡司層の人々が中央政府に優婆塞を貢進して得度を願ひ出ている例は数多いが、このことは郡寺や氏寺における仏教

活動が国分寺僧などの指導なども得てかなりの水準にまで達していたことを意味する。一例（「智識優婆塞等貢進文」―「寧楽遺文」中巻）を引用してみよう。

荒田井直族子麻呂^{年十六}

誦 理趣経 最勝王経二品

誦 羅索経咒 千手経咒

誦 法華経一部^{變文} 最勝王経一部^音

瑜伽論菩薩地^{變文} 雜経種種

右人尾張国愛智郡成海郷戸頭少初位上荒田井直族益麻呂戸口

師主元興寺僧賢璟

天平十五年正月九日

この記録によれば、荒田井直族子麻呂は益麻呂の戸口で、十六才の若さで理趣経や最勝王経二品を誦することができ、不完全ながら法華経一部、最勝王経一部、瑜伽論菩薩地やその他の経を読み得たというのである。勿論これには一族出身の元興寺僧賢璟の尽力もあつたと思うが、荒田井直一族の仏教に関するレベルはかなりのものであつた。荒田井直族鳥甘と牛甘は天平期に校正として出仕しており、後に両名とも芳三年を以て出家を願ひ出ている状況はこのことを裏付ける好例である。ちなみに元興寺僧賢璟は、「元亨釈書」巻第十二に「世姓荒田氏。尾州人也。妙年出家。受唯識于興福宣教。天平勝宝七年東大寺戒壇成。鑑真行羯磨法。璟為受者。是本朝登壇受戒之始也。性耐苦勸。勤修不捲。剝皮然指。兼有才識。延暦十二年朝廷議遷都。勅璟見新都平安城地。是年十一月寂。寿八十九。」と伝えられている。彼が有名な玄賓と師を同じくし鑑真から戒を受けたことなどから、当代一流の碩徳の僧であつたことに異論はない。そして、彼が元興寺僧であつた点からして、愛智郡の元興寺支院周辺で語られていた道場法師説話群を元興寺にもたらした人物であるとする中野猛氏の提言は、氏自身がいわゆるように大きな飛躍があるにしても、重要な指摘であると思う。愛智郡の豪族荒田井直一族が、同じ郡内にあつた元興寺支院に出入

していたことは、極めて強い蓋然性を有している。さて、この荒田井直氏の場合のように、沙門が仲介者となつて優婆塞を貢進することは極めて一般的なことであつた。伯耆国会見郡賀茂郷戸主賀茂部馬の戸口秋麻呂が、神護景雲四年六月持経師位法師惠雲を介して貢進され、後に東大寺写経所に出仕した⁶⁴というのはほんの一例にすぎない。

郡司層の人たちは、先に述べた武蔵国人間郡の太伴部直赤男の例でも明白なように、中央寺院に盛んな寄進をしているが、また国分寺にも物を献じている。尾張国山田郡の人外従七位下生江臣安久多⁶⁵が天平勝宝元年五月に国分寺に知識物を献じて外従五位下に、上野国勢多郡少領上毛野朝臣足人は天平勝宝元年閏五月に同じく国分寺に知識物を献じ外従七位下から外従五位下に昇進したのはその好例である。そうすることにより、郡寺や氏寺と国分寺との結びつきも強まっていたことだろう。国分寺僧として大和国添上郡黒田郷の正八位下大市首益山が、戸口の鏡作首繩麻呂を献じたことに、有力郷戸主層の仏教に関する深い熱意を窺い得る⁶⁷。

終りに、諸国の寺々や路上で、仏法の因果応報を熱っぽい口調で説き続けた人々がいたことを指摘してこの稿を閉じたい。生江臣家道の娘は越前国足羽郡江下郷出身の人であるが、天皇の福徳を願つて屢々写経をして東大寺に貢納した後に都に上り、人々に教えを説いた。「日本後紀」はこの状況を次のように報じている。

生江臣家道女適^{送於本国}。家道女越前国足羽郡人。常於市郡、妄説罪福、眩惑百姓。世号越優婆夷。^{延暦十五年七月廿二日条}

都でも名高かつたこの越の優婆夷が仏教に傾倒した熱情は無類であつたが、その説くところが人々の心を惑わすとして本国送還となつたのである。当時、都には登場して来ないが、この種の人物が各地において自由闊達に活躍しつづけていたのではなからうか。こうした女人が経を読めば、中19の利苴の優婆夷のように閻羅王をも感嘆せしめる力を發揮すると聴衆は感じたのであろう。生江氏は、当時

足羽郡の大領をつとめていた豪族で、東大寺とも深い関係を有していた。⁽⁶⁸⁾このような実力のある家柄で、郡司層の人々を輩出する富裕な一族が中央寺院と深い交渉を持つところに越の優婆夷のような人が出現する環境が醸成されていたのである。この種の人は、氏寺や郡寺にも頻ぱんに出入し、その周辺で因果応報的な説話を臨場感にあふれる口調で語りつづけ、説話の生成基盤をより豊かなものとしていったと考えられる。

以上、「靈異記」説話の生成基盤につき、様々な角度から考察を試みたのであるが、今後は更に当時の地方豪族の仏教活動を精査し、「靈異記」に収録される以前の説話の原初形態がどのようなものであったかを探究する方向に研究の目が向けられていくべきであると思う。

- 注1 日本靈異記における伝承者の問題(国語と国文学・第三十三卷七号・昭和三十一年七月)
- 2 「日本靈異記」の方法(『説話文学と絵巻』所収・三一書房・昭和三十一年二月)
- 3 越智直の話―靈異記の伊予説話研究―(武智雅一先生退官記念国語国文学論集・昭和四十七年二月)
- 4 益田氏が「私度僧の文学」という考えをはじめて提出したのは氏自身がいわれるように「国民の文学」古典篇(永積安明・松本新八郎編・御茶の水書房・昭和二十八年六月)である。
- 5 「日本靈異記」(『古代説話文学』所収・増書房・昭和三十九年三月)
- 6 靈異記小考―寂林法師の説話の伝承系譜を中心に―(『古代文学』第十一号・昭和四十六年十二月)
- 7 日本靈異記覚書(成蹊国文・第一号・昭和四十三年一月)
- 8 娑婆の文学―靈異記覚書―(文学・二十一卷十一号・昭和二十八年十一月)
- 9 新校羣書類従・第十七卷所収。
- 10 「越智系図」『河野氏系図』二篇は統群書類従第七輯上所収。注3による。
- 11 「東大寺三綱牒」撰津職(『寧楽遺文』中巻所収)
- 12 「香山薬師寺鎮三綱牒」(『大日本古文書』卷五所収)
- 13 8・9世紀の交における民間信仰の史的考察―殺牛祭神をめぐって―(歴史学研究・二二四号・昭和三十三年十月)
- 15 佐伯有清氏は、「史記」孝文本紀第十、孝武本紀第十二をもとに推定

- 16 されている。
- 17 『日本靈異記』(日本古典文学大系・岩波書店・昭和四十二年三月)頭注参照。
- 18 『姓氏家系大辞典』・第一卷(角川書店・昭和三十八年十一月)
- 19 『続日本紀』(宝龜八年六月条)
- 20 『続日本紀』(神護景雲元年六月条)
- 21 頭録して流布しき―日本靈異記の一素材―(日本歴史・二二二号・昭和四十一年一月)
- 22 中9の成立を二段がまえで考えることは拙稿(『日本靈異記』編纂者の周辺とその整理・金沢大学教育学部紀要・第二十号・昭和四十六年十二月)で述べたことがある。その際「そこに一族の謙虚な反省と敬虔な信仰心が強力に作用していると思う。」と説いたが、それは寺院側の強い脚色により捏造されたものであった。
- 23 郡寺と国分寺(『続日本古代史論集』上巻所収・吉川弘文館・昭和四十七年七月)
- 24 日本靈異記小考二(神道学・第六十二号・昭和四十四年八月)
- 25 『続日本紀』天平神護二年十月条。
- 26 『日本靈異記』(日本古典全書・朝日新聞社・昭和二十五年九月)頭注参照。
- 27 日本靈異記研究(会誌・第七号・昭和三十三年十一月)
- 28 考古学的に裏付けがなされていないが、説話内容からして蓋然性が強いと井上薫氏も考えられている。(注22)。
- 29 このことは、朝枝善照氏の論考(『日本靈異記』の撰述は如何なる歴史の意義時代の特色をもつか・続日本紀研究・一五三、一五四合併号・昭和四十六年三月)に詳しい。
- 30 二重因果譚とは、生前の善・悪行により死後、善悪報を受ける説話という。因果応報の厳しさを強調するため登場して来る。
- 31 「大和国春日荘券」(『寧楽遺文』中巻所収)
- 32 「智識優婆塞等貢進文」(『寧楽遺文』中巻所収)
- 33 注16の頭注による。
- 34 注25の頭注による。
- 35 『続日本紀』(天平十二年九月条)
- 36 『続日本後記』(承和十五年六月条)
- 37 「豊前国上三毛郡加自久也里戸籍」(『寧楽遺文』中巻所収)参照。
- 38 「豊前国上三毛郡塔里戸籍」(『寧楽遺文』中巻所収)参照。
- 39 『続日本紀』(神護景雲二年七月・宝龜八年正月・宝龜十年二月)
- 40 「写経奉請牒」(『大日本古文書』卷十二所収)「造東大寺司牒」(同卷二十五所収)「勸経所牒」(同卷四所収)諸条。

- 39 靈異記説話の成立事情（同志社国文学・第二号・昭和四十二年三月）
- 40 「行基」・吉川弘文館・昭和三十四年七月。
- 41 井上薫氏は、「和泉監正税帳」の記述をもとに、和泉寺と倭麻呂の妻の珍泉主の氏寺の二寺で正月齋会が行なわれていたと推定されている（注22）。
- 42 「姓氏家系大辞典」第二巻（角川書店・昭和三十八年十一月）
- 43 「校本日本靈異記」（佐藤謙三編・明世堂・昭和十八年七月）
- 44 「続日本紀」（天平勝宝元年閏五月・天平宝字三年十月・延暦二年二月・同三年十二月・同六年閏五月）の諸条参照。
- 45 「続日本紀」には、阿倍陸奥臣十人、阿倍安積臣一人、阿倍信夫臣一人、安倍柴田臣一人、安倍会津臣二人、於保磐城臣一人の計十六人が記載されている。何れも外正六位上から外正八位下という郡司クラスの人々である。
- 46 武蔵国の大伴直家が、信濃国の大伴連家とどの程度交渉があったかは問題の存するところであるが、説話に付加行為をなす場合、丈部山継が親密な関係にある大伴連家の根拠地に流罪となった筋書により、相対的に大伴直家を丈部直家より優位に立たせようとしたとも考えられる。
- 47 日本靈異記雑考―素材・成立事情―弘前大学国史研究・第四十号・昭和四十年十月
- 48 靈異記説話の成立をめぐる諸問題―類話の発生と伝承・伝播についての研究―（金沢大学教育学部紀要・第十八号・昭和四十四年十二月）
- 49 「備中国大税負死亡人帳」（『寧楽遺文』上巻所収）参照。
- 50 注49参照。
- 51 「続日本紀」（延暦十年九月条）
- 52 「続日本後紀」参照。
- 53 「続日本紀」（天平神護元年十月条）
- 54 「和名類聚抄」参照。
- 55 「三代実録」（貞観六年十一月条）
- 56 「類聚三代格」卷三「因分寺事」参照。
- 57 「智識優婆塞等貢進文」（『寧楽遺文』中巻所収）。なお、同日（天平勝宝二年四月二十四日）尾張国海部郡志摩郷戸主甚目百足の戸口甚目子牛養をも、国師鏡忍が貢進している。
- 58 「写経司等公文」（『大日本古文书』卷二十四所収）「官人歴名」（同卷二十四所収）「周防国正税帳」（『寧楽遺文』上巻所収）諸条。
- 59 「仁王経疏充紙帳」（『大日本古文书』卷三所収）「奉写一切経所解案」（同卷十五所収）「越前国足羽郡麻山施入帳」「東大寺越前国庄庄券」（『寧楽遺文』中巻所収）諸条。

- 60 こうした場合の説話は、たぶん郡寺などのパトロンの篤行を賞讃する内容のものが多いと思う。
- 61 鳥甘の戸主は、少初位下荒田井海見、牛甘のそれは少初位上荒田井益麻呂である。彼等が校正として活躍したことは、『大日本古文书』の卷二・卷八の諸記録からわかる。
- 62 「智識優婆塞等貢進文」（『寧楽遺文』中巻所収）
- 63 「道文法師事―民話性と靈異記と―」（『打聞集の研究』所収・笠間書院・昭和四十六年八月）
- 64 「智識優婆塞等貢進文」（『寧楽遺文』中巻）所収。
- 65 「続日本紀」天平勝宝元年五月条。同じ時、同様な理由で上野国碓氷郡人外従七位上石上若君弟、伊与国守和郡人外大初位下凡直鎌足も外従五位下となっている。
- 66 「続日本紀」参照。同時に飛騨国大野郡大領外正七位下飛騨国造高市麻呂も外従五位下に昇進している。
- 67 「智識優婆塞等貢進文」（『寧楽遺文』中巻）参照。この場合、大市首益山が大領大養徳連友足と権少領上室原造具足の指図で貢進したことに重要な意味がある。
- 68 天平期の生江臣金弓（大領外従七位上）、天平勝宝期の生江臣安麻呂（大領外正五位下）、天平宝字期の生江臣国立（少領）がその代表者である。また、生江臣東人は大領として東大寺聖田経宮に尽力し、景雲二年二月に外従五位下に任せられている。
- 〔付記〕「はじめに」で述べた説話の階層別分類は、その認定の仕方に若干のゆれがある。なお、説話数は上4・下1・下39を複合説話と見て119話とした。（昭和四十七年九月十六日受理）

Some Considerations on the Foundation of the Origination of the Tales in *Ryō-i-ki*.
—especially referring to the tales related to the classes of *gōko-shū* or influential village-administrators and *gun-ji* or sub-prefecture administrators—
Kōzō HARADA

There have been studies regarding on what foundation the tales in *Ryō-i-ki* came into being. The main aim of the present study is to discover the conditions for the rise of some of the tales mainly by examining the environments of *gun-dera* or parish temples and *wji-dera* or clan temples. In other words, the present writer investigated the intercourses between *gun-ji* or powerful clan members and the priests living in the temples, studying the tales which give warnings, from the temple side, against the unbelieving attitudes on the part of *gun-ji* or powerful clan members and which appeal for their supporting services for the propagation of Buddhism.